

# 調 査 要 項

## 調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の中間業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）\*1記載の中間財務諸表および中間期の決算状況表\*2にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の中間連結財務諸表も掲載している。

\*1 銀行法施行規則では、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成し、監査法人等による中間監査を受けることとされている。なお、一般事業会社は、四半期連結財務諸表作成基準にもとづき第2四半期連結財務諸表を作成し、監査法人等による監査レビューを受けることとされている。

\*2 銀行法第24条第1項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。

2. 2020年度中間期の本調査において、分析の対象\*としている全国銀行は、都市銀行5行、地方銀行64行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行II）38行、信託銀行4行および新生銀行、あおぞら銀行の合計113行である。

なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。

\* 「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合中間財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。

3. 「全国銀行資本金、店舗数、銀行代理業者数、役職員数一覧表」、「銀行別諸比率表」および「各行別中間財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。

4. 記載例および計算単位

記載例

一印……該当計数のないもの、または連続性がない、当年度もしくは前年度計数がマイナスである等前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「-」として表示している。

\*\*\*印 ……新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの

△印……減少、負数

N. A. ……該当計数が入手不能なもの

計算単位

総合表・各行別表：

百万円単位で計算のうえ、百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「-」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「-」としている。

付属表・参考表：

百万円単位で計算のうえ、億円単位で掲載。なお、B/S項目の残高は億円未満切捨て、B/S項目の増減とP/L項目は億円未満を四捨五入している。

増減率・構成比・諸比率：

百分率（小数点第2位を四捨五入）

5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、「日本銀行統計」所載の計数とは相違がある。

6. 中間業務報告書記載の中間財務諸表は、金融商品取引法上の開示（四半期報告書）と異なり、比較情報（前年度または前中間期の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号2009年12月4日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

## 中間決算分析における比較の問題

中間決算は、現状、その目的、性格、手続き、勘定科目などの面で確定決算とは異なるものである。このため、中間決算を一概に確定決算と比較することはできないが、一方で、その期の中間決算の特徴を把握するためには、何らかの形で、従来の計数との比較を行って伸び率を算出し、長期的な傾向を分析する必要がある。

ここでは、分析本文および各種付表の作成において次のように処理している。

### B/S項目の末残計数

中間期末（9月末）の計数を前年度末（3月末）の計数と比較。

### B/S項目の平残計数、P/L項目、利回り・利鞘

中間期（4～9月）の計数を前中間期と比較。

## 中間財務諸表の勘定科目

各勘定科目の説明については、2019年度決算の「全国銀行財務諸表分析」を参照。

## 当中間期計数に影響する経理基準等の変更

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日）等が、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用が可能となっている（原則適用は2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から）。これに伴い、早期適用を行った場合には、顧客との契約から生じる収益（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2008年3月10日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引および金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料等を除く。）の認識時期等が異なることとなり、経常収益等に影響することとなった。

- 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第18号2019年6月28日）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第24号2018年9月14日）は2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用されることとなった。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首または在外子会社等が初めて国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができるとされている。これに伴い、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に組替調整を行うこととなり、利益剰余金等に影響することとなった。

- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）等が、2020年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用することができる。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別

財務諸表からの早期適用が可能となっている（原則適用は2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から）。早期適用を行った場合、時価の算定に当たり観察可能なインプットを最大限利用しなければならないこととなった。この結果、時価を算定するために用いた方法を変更することになった場合で、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額の加減を行った場合、適用初年度の繰越利益剰余金等に影響することとなった。

- ・ 「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）が公表日から適用することができることとなった。これに伴い、一定の条件を満たす金融商品を適用範囲として、ヘッジ有効性の評価に当たってヘッジ対象およびヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとの仮定を置く等の特例的な取扱いを適用することができることとなった。

## 銀行の経営統合等の動き

当中間期中、銀行持株会社の設立および銀行合併等はいわれなかった。